

## 第300回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月16日(木) 14:25～15:25
- 2 開催場所 松山市三番町四丁目4番地1  
愛媛県林業会館3階大ホール
- 3 出席者
  - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 田中武繁 高橋啓一  
林喜代行 藤田一也 平井義則 武田晃一 中矢宏明  
立花弘樹 高木基裕 中山達也  
(計13名)
  - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下水産課長 (事務局長)  
谷川主幹 (事務局次長)  
宇野漁業調整係長  
東予地方局水産課 薬師寺課長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
中予地方局水産課 鈴川課長  
南予地方局水産課 梶田課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 黒野係長  
南予地方局愛南水産課 中島課長  
(計9名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記  
(計3名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
  - (1) 漁業法第6.4条の規定に基づく海区漁場計画について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり決定して差し支えない旨答申
  - (2) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり設定して差し支えない旨答申
  - (3) 「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申
  - (4) 「もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について(諮問)

【結果】 諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申  
(5) 新規の許可等に係る公示について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり公示して差し支えない旨答申  
(6) 令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更について (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申  
(7) 漁業許可の取消しについて (諮問)

【結果】 諮問内容のとおり取り消して差し支えない旨答申

## 5 報告事項

(1) くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 連合海区・広域漁業調整委員会について

## 6 その他

## 7 議事の内容

### 1 開会

逢阪書記 定刻より若干早いですが、ただいまから、第300回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は福島委員さん、竹ノ内委員さんが、都合により欠席ですが、委員定数15名に対しまして、13名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は、成立していることを報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料8、1枚ものの資料9と1枚ものの委員会のスケジュールです。資料はお揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長にお願いします。

### 2 会長挨拶

佐々木会長 それでは開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。委員の皆様には、12月の大変お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

さて、本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、付議事項が、漁業法第64条の規定に基づく海区漁場計画についてほか計

7議題、また、報告事項が2議題となっておりますが、どうか慎重な御審議の上、適切な御決定を賜われますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

### **3 議事録署名人選出**

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、網江委員さんと、喜田委員さんの御両名にお願いします。

### **4 (1) 第1号議案(漁業法第64条の規定に基づく海区漁場計画について(諮問))**

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、漁業法第64条の規定に基づく海区漁場計画についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料1の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。  
( 諮問文朗読 )

逢阪係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いする前に、海区漁場計画の決定に際しましては、関係者の意見を聴くことになっております。本来なら公聴会を開いて、公聴人の意見を聞く必要があるわけですが、本日は公聴人がおりませんので、以上で公聴会を閉じることにいたします。  
それでは、委員会を再開します。漁業法第64条の規定に基づく海区漁場計画についてを審議します。委員の皆さんの御意見をお伺いします。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第1号議案、漁業法第64条の規定に基づく海区漁場計画については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定をします。

#### 4 (2) 第2号議案(まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

佐々木議長 続きます。第2号議案、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

佐々木議長 現行水準の数量的な定義は無いのですか。

宇野係長 資料3ページを御覧ください。資料3ページに、現行水準と一緒に右端に目安の数量というものが示されています。まあじですと2, 188トン、まいわし太平洋系群ですと1, 582トン。本県の場合は、こちらの数字を超えないように管理することとされておりまして。

佐々木議長 はい。他に御意見はありませんか。

平井委員 数年前に、いわしはかなり余裕があったんですが、今の現行水準は、実際そちらが把握している量と、かなりの余裕があるんでしょう。

宇野係長 お示ししている国の数値は、令和4管理年度の数値ですが、本年の現行水準として示されている数値も、まいわしが1, 582トン、まあじが2, 188トンです。このうち、現在県の方で集計できている令和3管理年度のまいわしの漁獲量は1, 389トンで、88%を消化しています。また、まあじの方は582トンで、27%ほど目安数量を消化しており、まいわしの方は現行水準に近い数字を漁獲しています。

平井委員 今これで現行水準ということになるんですが、まき網ですね、宇和島の小まきの方もTAC制になるということで、昨日違う話で話したときに、だいぶ余裕があるという話をしていたんですが、私が思っていたよりは余裕がない。もうこれで決まったら当然決めなければいけないが、国の方にはこれもうちょっと増やしてく

れということは可能なんですか。

宇野係長 国の方には、現行水準の場合は追加はできないんですが、TACとして数量管理をする場合に関しては、上限に近づいてきた場合には国の留保から配分をいただけることになっています。

平井委員 はい、分かりました。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4 (3) 第3号議案(「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について(諮問))**

佐々木議長 続きまして、第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 (質問無し)

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第3号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異

議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

**4 (4) 第4号議案（「もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について（諮問））**

佐々木議長 続きます、第4号議案、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料4の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第4号議案、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

**4 (5) 第5号議案（新規の許可等に係る公示について（諮問））**

佐々木議長 続きます、第5号議案、新規の許可等に係る公示についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料5の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第5号議案、新規の許可等に係る公示については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4 (6) 第6号議案(令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更について(諮問))**

佐々木議長 続きまして、第6号議案、令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料6の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第6号議案、令和3年度の新規の許可等に係る公示の変更については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **4 (7) 第7号議案（漁業許可の取消しについて（諮問））**

佐々木議長 続きますので、第7号議案、漁業許可の取消しについてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記 それでは、資料7の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 御意見もないようですので、お諮りします。第7号議案、漁業許可の取消しについては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### **5 報告事項（1）くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について**

佐々木議長 これより、報告事項に移ります。くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 資料8を御用意ください。内容の詳細につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長 ただいま、水産課から報告があった、くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、委員の皆さんから、御質問等はございますか。

委員一同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、次に移ります。



## 5 報告事項（2）連合海区・広域漁業調整委員会について

佐々木議長 報告事項の2、連合海区・広域漁業調整委員会の開催結果についてを報告願います。

逢阪係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

## 6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございませんか。

武田委員 漁業許可の取り消しということでしたけど、この調整委員会で諮るのは極めて珍しいと思うのですが、これまでは違反が3回あれば、自主返納という形をとって、起業認可の中でやるという事例が多々あったと思うんですが、今回、許可の取り消しということになっているんですが、県としての方針が変わって、自主返納を受け付けないとか、そういった方針で臨んだんですか。

若下課長 3犯の違反をすると取り消しというのは、処分方針で決まっております。それは漁業者も御存知なので、自主返納する人が過去にはありました。ただ愛媛県の方から自主返納しなさいという指導は一切しておりませんので、今回の場合も別に指導はしていません。自主返納の意思表示もないので、取り消しをする方向で粛々と対応している状況でございます。今までは確かに武田委員さんがおっしゃられたとおり自主返納することによってこの場で議論することはなかったのですが、過去に例がないわけではないです。

武田委員 そうすると自主返納してきたらそれは受け付けて、これまでどおりのやり方が続くこともあり得るということですか。

若下課長 おっしゃるとおりです。自主返納してきたら受け付けないとかそういうことではないです。県として方針が変わったというわけではないです。

佐々木議長 他に御意見ありませんか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 その他の議案について、今後の委員会等のスケジュールの説明をお願いします。

逢阪書記 ( 資料に基づき説明 )

佐々木議長 はい、事務局の説明は以上です。それでは、全ての事項が終了しましたので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉会します。皆様、ありがとうございました。

15時25分 閉会